



技能実習適正化支援センター（TITSC）社会保険労務士の野瀬一司です。

令和8年度は、労働法関係、社会保険法関係など多岐にわたる法改正、また「同一労働同一賃金ガイドライン」の改定が予定されています。技能実習制度を利用する実習実施者は中小企業が多いので、中小企業にも直接インパクトのある労働基準法（以後、「労基法」と称します）の改正の動向を報告します。

労基法は、1987年に法定労働時間40時間、変形労働時間制、事業場外労働・裁量労働の改正がされました。

それ以後5年ごとに改正されてきましたが、今回の改正は労働時間について40年ぶりの大改正と言われています。

今後、労働政策審議会で議論し、早ければ令和8年の法改正を目指すと言われていましたが、いわゆる「働きたい改革」を審議することになったため、予定は1年遅れになっています。

同審議会報告書 内容（抜粋）	内容のダイジェスト
①労働者性	継続的に研究を行う体制を要請。「家事使用人」を労基法の対象に加えることについては制度設計を検討。 ※家族経営の小規模企業は、これに該当するケースが考えられます。
②労使コミュニケーション	過半数代表者の選出手続、担う役割の明確化と過半数代表者に対する使用者による情報提供や便宜供与、過半数代表者の人数（補助者指名）、任期について、労基法における法の定め方など ※過半数代表者の選出プロセスの記録は現状残しておくことが重要となります。
③テレワーク等の柔軟な働き方	在宅勤務日に使える新たなフレックスタイム制（部分フレックス）の導入・中抜け等もある中でテレワーク時の新しいみなし労働時間制の継続的な検討。
④勤務間インターバル	2023年1月時点導入企業割合6.0%にとどまる、予定なく・検討もせずが81.5%。義務化を視野に企業に導入を求める場合の制度設計（除外職種や代替措置、柔軟な対応を労使で合意等）が必要。
⑤つながらない権利	勤務時間外に、どのような連絡までが許容でき、どのようなものは拒否することができることとするのか、総合的な社内ルールを労使で検討していくことが必要となる。ガイドラインの策定等を検討。
⑥連続労働・法定休日の特定	精神障害の労災認定基準も踏まえると、2週間以上の連続勤務を防ぐという観点から、「13日を超える連続勤務をさせてはならない」旨の規定を労基法上に規定すると合わせて労使合意で代替措置を検討。
⑦副業・兼業の場合の割増	割増賃金の支払いに係る通算対応を必要としなくする分、副業・兼業を行う労働者の健康確保については、使用者責任の考え方やとるべき健康確保措置の在り方を整理する。

※上記の表のうち、赤字は審議が進んでいる項目で、黒字は審議が遅れている項目です。

1. 労働時間の規制緩和を検討

高市首相の発言が発端となり、労働時間の規制緩和が検討されています。労働時間の規制緩和を検討するにあたっては、「働きたい改革」+「健康維持」と「労働者の希望」を実態に即したものにすることが検討されています。時間外労働の上限規制（月 100 時間未満、複数月 80 時間以内、特別条項年 6 回まで）は動かない可能性が大となっています。また、労働時間の規制緩和が検討される可能性については、具体的には裁量労働の拡大などが検討されることになります。

2. 今後のスケジュール

実態調査を実施し、今年 6 月の閣議決定で骨太の方針が出ることになっています。骨太の方針の内容を元に労働政策審議会で審議することが予測され、令和 9 年の通常国会で法案提出→審議→成立というスケジュールが想定されます。

労基法は強制法規です。入管法と労働法が密接不可分に関係する技能実習・育成就労、特定技能制度において、TITSC のように行政書士と社労士が在籍し、協力する専門家集団の活用は、法令を包括的に運用する上で重要です。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>